

次世代成長産業技術開発等支援事業補助金実施要領改正履歴

令和 8 年 7 月 16 日改正

改正箇所	改正概要	改正内容
2 頁 (4) 補助対象経費	人件費の取扱いの明確化	・人件費については、補助対象期間外に支払われる場合であっても、補助対象期間内に支給額が確定している場合に限り、補助対象経費に含めることができる旨を追加。
5 頁 【補助対象経費全般にわたる留意事項】イ	発注及び契約手続の明確化	・相見積りの徴収及び最低価格者の選定を原則とする旨を明記。 ・相見積りを実施しない場合又は最低価格者を選定しない場合における理由書の整備を明確化。
人件費の計算に係る取扱い	別表（令和 8 年度適用の等級単価一覧表）の追加	・同左
全体	誤記訂正	・記載内容についての軽微な誤記・表記の訂正。